

たんぎん年金定期

令和6年10月7日現在

1. 商 品 名	・たんぎん年金定期
2. ご利用いただける方	・次のいずれかを満たす個人のお客さま ①当行に公的年金（「国民年金」、「厚生年金」、「共済年金」など）の振込をご指定いただいている方 ②当行で新たに公的年金のお受け取りをされる方 ③制度上、公的年金受給資格をお持ちでない満65歳以上の在日外国人の方
3. 期 間	・1年
4. お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ金額 (3) お預入れ単位	・一括お預入れ ・100円以上1,500万円以下 ・1円単位
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払戻しできます。
6. 利 息 (1) 適 用 金 利 (2) 利 払 方 法 (3) 計 算 方 法 (4) 課 税	・自由金利型定期預金（M型）1年もの、自由金利型定期預金1年ものの店頭表示利率に所定の利率を上乗せした利率を満期日まで適用します。 なお、金利については窓口でご確認ください。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、預入日から解約日の前日までの日数により計算します。 ・利息に20%（国税15%、地方税5%）の分離課税が適用されます。 ただし、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払を受けるべき利息につきましては、復興特別所得税として、所得税額が2.1%追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。
7. 手 数 料	・定めはありません。
8. 付加できる 特約事項	・自動継続扱いのものを総合口座の担保とすることができます。 なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率です。 ・法令に定められた条件を満たすお客さまの場合はマル優のお取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	・自由金利型定期預金（M型） 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率 6カ月以上1年未満・・・約定利率×50% ・自由金利型定期預金 6カ月未満・・・解約日における普通預金の利率 6カ月以上1年未満・・・次の①および②の中途解約利率のうちいずれか低い利率を適用します。 ① 約定利率×50% ② 約定利率 $-\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<p>小数点第4位以下は切捨てます。 ただし、②の算式により計算した利率が解約日の普通預金利率を下回る時は、解約日の普通預金利率とします。 なお、基準金利とは、解約日に預金の元金を同期間新たに預入される場合に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p>
<p>10. 当行が契約している指定紛争解決機関</p>	<p>・一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人さま1, 500万円までのお預入れとなります。 ・本商品のご利用は、この預金の預入期間中、継続して当行に年金振込をご指定いただくことが条件となります。 ・年金振込が停止した場合、預入日に遡って上乗せ利率を取り消しさせていただきます場合がございます。 ・上乗せ利率の見直しは、年1回（4月）行います。 ・自動継続扱いのものは、利払式に限定させていただきます。 ・自動継続扱いのものは、自動継続日における店頭表示利率に所定の利率を上乗せして継続させていただきます。 自動継続でないものの満期日以後のお利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。 ・金利情勢等により上乗せ利率を変更させていただきます場合があります。 ・当行の事情により、商品内容の変更または取扱いを中止することがあります。取扱いを中止した場合、自動継続後の適用利率は、自動継続日当日の店頭表示利率となります。 なお、変更、中止の場合は店頭に掲示等を行い、個別に通知はいたしませんので、ご了承ください。 ・総合口座にお預入れの場合は、満期日の到来をお知らせする「定期預金満期および中間利息お支払のご案内」は作成いたしません。